2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款の写し及び登記事項証明書

二　指定の申請に係る意思の決定を証する書類

三　役員及び安定供給確保支援業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類

四　安定供給確保支援業務の実施に関する計画（役職員の体制及び業務の方法に関する事項を含む。）

五　安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類

六　指定申請法人が法第三十一条第二項各号に該当しない旨を誓約する書類

七　役員が法第三十一条第二項第一号に該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類

八　指定申請法人の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

九　安定供給確保支援業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置に関する書類

3　主務大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、指定申請法人が法第三十一条第一項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を提出させることができる。

（指定の対象となる法人）

第三条　法第三十一条第一項の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

一　公益社団法人

二　公益財団法人

三　特定非営利活動法人

（指定の基準）

第四条　法第三十一条第一項第四号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　特定重要物資等について十分な知見を有し、かつ、十分な活動実績を有すること。

二　安定供給確保支援業務の実施に関する計画が、安定供給確保支援業務を的確に実施するために適切なものであること。

三　安定供給確保支援業務に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を確実に保持するために必要な措置が講じられていること。

（安定供給確保支援法人の業務）

第五条　安定供給確保支援法人は、安定供給確保取組方針の定めるところにより、安定供給確保支援業務を公正かつ適正に行わなければならない。

2　安定供給確保支援法人は、法第三十一条第三項第三号の業務を行うに当たり、収集した情報を公表する場合には、公表に当たって適切な評価を実施した上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行わなければならない。

3　安定供給確保支援法人は、法第三十一条第三項第四号の業務を行うに当たっては、相談窓口を設置し、安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者からの照会及び相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行わなければならない。

（供給確保支援実施基準）

第六条　主務大臣は、法第三十一条第四項の規定により供給確保支援実施基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　安定供給確保支援業務の内容及び実施体制に関する事項

二　安定供給確保支援業務の実施方法に関する事項

三　安定供給確保支援業務に関する秘密の保持に関する事項

四　その他安定供給確保支援業務の実施に関し必要な事項

（安定供給確保支援法人の名称等の変更の届出）

第七条　法第三十二条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書により行わなければならない。

（安定供給確保支援業務規程の認可の申請等）

第八条　安定供給確保支援法人は、法第三十三条第一項前段の規定により安定供給確保支援業務規程の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に当該認可に係る安定供給確保支援業務規程を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

2　安定供給確保支援法人は、法第三十三条第一項後段の規定により安定供給確保支援業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　変更する規定の新旧対照表

二　変更後の安定供給確保支援業務規程

三　変更に関する意思の決定を証する書類

（安定供給確保支援業務規程の記載事項）

第九条　法第三十三条第二項第三号ニの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　助成金の交付の対象とする認定供給確保事業の選定の基準に関する事項

二　助成金の交付の方法に関する事項

三　助成金の交付の実施体制に関する事項

四　助成金の交付の期間に関する事項

五　助成金の交付の取消し及び返還に関する事項

六　その他助成金の交付に関し必要な事項

2　法第三十三条第二項第四号ニの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　利子補給金の支給の対象とする認定供給確保事業の選定の基準に関する事項

二　利子補給金の支給の方法に関する事項

三　利子補給金の支給の実施体制に関する事項